○生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則　抜粋

昭和 47 年 12 月 25 日

規則第 12 号

(認定委員会)

第5条　認定委員会は、委員長が招集する。

2　認定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3　認定委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有する。

4　前項の場合において、可否同数のときは、委員長が決する。

5　委員長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、認定委員会に関し必要な事項は、認定委員会が定める。